

就学援助費給付制度について

草津市では、経済的理由によって、給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払にお困りの方に援助する制度を実施しています。

該当すると思われる方で給付を希望される場合は、下記要領で申請してください（原則、申請期間は2月～3月下旬）。主に世帯所得によって審査しますが、認定されない場合もあります。当初申請にかかる認定結果については、所得確定後、審査を行いますので6月下旬ごろに通知します。

申請手続きは年度途中でできますが、支給額が変わります。また、申請手続きは毎年度必要ですのでご注意ください。なお、年度ごとに審査しますので、前年度に受給していても継続して認定されない場合があります。

■申請受給できる方

- ① 現在、生活保護を受けておられる方
- ② その他経済的にお困りの方で子どもの就学に支障のある方（前年の世帯全員の収入が市で定める基準以下の家庭）

例 (1) 父 35 歳・母 35 歳・子ども 6 歳（小学 1 年生）

所得額 約 250 万円

(2) 父 50 歳・母 45 歳・子ども 13 歳（中学 2 年生）・子ども 10 歳（小学 5 年生）

所得額 約 340 万円

(3) 祖父 78 歳・祖母 71 歳・父 43 歳・母 46 歳・子ども 18 歳・子ども 12 歳（中学 1 年生）

所得額 約 410 万円

【注意：あくまでも目安です。生活保護基準の改定等により、今後変動することもありますのでご了承ください。申請後、個別に審査を行います。】

※1 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額から 10 万円を控除した金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。生計を一にする世帯員（住民票上で同一の世帯）全員の所得を合算します。

※2 借家の場合は、基準額に家賃（共益費等を除く）を加算します。ただし上限があります。

■援助する経費（生活保護費を受給中の方は、※のみ支給します。）

- ①学用品費など（学用品費・通学用品費・宿泊を伴わない校外活動費を一定の単価で支給）
- ②新入学児童生徒学用品費等（一定の単価で支給）
- ③宿泊を伴う校外活動費（交通費・見学料を一定の単価の範囲内で支給）
- ※④修学旅行費（交通費・宿泊料を一定の単価の範囲内で支給）
- ⑤学校給食費（実費を支給（支給方法は、振込通知書送付時に案内します。））
- ※⑥医療費（う歯など、学校での健診で指摘があり、医療費援助の対象となる治療について、医療券を交付）
- ⑦体育実技用品費（柔道着）（中学 1 年生で初回購入分を一定の単価の範囲内で支給）
- ⑧卒業アルバム代等（卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費を一定の単価の範囲内で支給）
- ⑨オンライン学習通信費（「草津市家庭学習のための通信機器貸与事業」を利用した場合に一定の範囲内で支給）

■申請用紙等の交付場所

就学される小・中学校

学校教育課（草津市役所 6 階）

■申請の方法および提出場所

申請を希望される方は、就学援助費給付申請書（兼世帯票）に必要事項を記入し、学校の指定する日までに就学される学校に提出してください。

◎申請理由と提出書類

| | 申請理由 | 提出書類 | 注意事項 |
|---|--|--|--|
| 1 | 現在、生活保護を受けている | 申請書のみ | |
| 2 | 経済的に困っており子どもの就学に支障がある（令和4年中における世帯全員の収入が市で定める基準以下の家庭） | <p>●令和5年1月1日時点で、草津市内に住所がある方は、申請書のみ提出。</p> <p>（未申告の方は所得の確認ができませんので、必ず税の申告を行ってください。）</p> <p>ただし、借家・賃貸アパート等にお住いの場合は家賃額がわかる契約書の写しが必要。</p> | <p>注①同一世帯（住民票上で同一の世帯）で所得のある方全員の所得を合算します。</p> <p>注②令和4年中のすべての収入が対象</p> <p>注③令和5年度所得証明書は、6月1日以降に所得確定したものを1月1日時点在住の市町村で発行し、提出してください。</p> <p>（注③は、令和5年1月1日時点で他市町村に住所があった方の場合）</p> <p>注④家賃額は共益費、駐車場代など除いた金額です。基準額に加算される為、必ず契約書の写しを添付してください。</p> |

■支給方法等

就学援助費の支給については、下表のとおり3か月を一括してその翌月末までに指定の口座へ振り込みます。ただし、第2期以降の学校給食費については、第二学校給食センター所長口座へ直接振り込みます。振込日については、別途通知します。（支給項目によって支給方法が異なる場合がありますので、詳細は振込通知書にて案内します。）また、修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費については、各学期末に各学校へ費用等の確認を行い、それ以降の振込月に支払います。

なお、当該制度は、対象世帯に就学関係費用の一部を援助するものであり、各学校から請求される学校徴収金の支払いを免除するものではありません。学校徴収金は各自で学校の指定する日に口座振替等により納入していただく必要があります。

また、学校長に支払うべき学校徴収金の納入が滞ったときは、就学援助費は学校長の口座へ振り込む場合があります。

| 区分 | 該当月 | 振込月 |
|-----|--------------|------|
| 第1期 | 4, 5, 6月分 | 7月末 |
| 第2期 | 7, 8, 9月分 | 10月末 |
| 第3期 | 10, 11, 12月分 | 1月末 |
| 第4期 | 1, 2, 3月分 | 3月末 |

※ 当初申請の認定が確定するまでの期間（所得確定し審査するまでの4～6月分）、給食費は届出されている口座より引き落とされますが、6月末に就学援助費の認定が決定すれば、7月末に本申請で指定された口座に振り込み手続きを行います。また、7月以降、給食費は就学援助費から第二学校給食センター所長の口座へ振り込みますので、給食費の届出口座からの引き落としはありません。

なお、毎年審査を行うため、給食費の4～6月分（審査期間中）は、給食費の届出口座より引き落としがありますのでご承知ください。

■問い合わせ先

草津市教育委員会 学校教育課 学事・学校保健体育係（市役所6階） 電話：077-561-2421